

平成23年度第39次宇都宮市住居表示等審議会（第3回）会議録

- 1 次第
 - (1) 今後の運営について
 - (2) 議事
 - ①町の区域について
 - ②町の名称について
 - ③所管事務所について
 - ④区域内住民への周知徹底について
 - (3) その他
- 2 開催日時
平成23年10月19日（水曜日） 開会 午前10時 閉会 午前11時
- 3 開催場所
宇都宮市役所 14階 14B会議室
- 4 出席委員 添田包子委員，八城光男委員，篠崎茂雄委員，岩崎琢治委員，石塚義夫委員，和田将人委員，岸清美委員，中田隆人委員，卯柳玄重委員，上野勉委員，大登政行委員，伴實委員，糸川充委員
- 5 幹事 地域政策室長 平手義章幹事
市街地整備課長 福原悟幹事
- 6 事業施行者 独立行政法人 都市再生機構 区画整理課 塚原担当
- 7 関係職員 清原地区市民センター 緒方秀徳所長
- 8 事務局 市民生活部及び市民課
- 9 公開・非公開の別 公開
- 10 傍聴者 1名
- 11 会議の状況
 - 事務局 本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。
審議会の開催に前にご報告がございます。郵便事業株式会社宇都宮東支店第1集配課長の門倉会長におかれましては、人事異動に伴い、10月13日付け、審議委員及び会長を辞職されました。また、門倉委員の辞職に伴い、10月14日付けで郵便事業株式会社宇都宮東支店第1集配課長の糸川委員が新たに委嘱されましたことをご報告いたします。
それでは、糸川委員からご挨拶をお願いいたします。
 - 委員 門倉の人事異動に伴いまして、新たに委嘱されました郵便事業株式会社宇都宮東支店の糸川と申します。よろしくをお願いいたします。
 - 事務局 ありがとうございます。会長職が不在になっていることから、規則に従い副会長にこれからの進行を務めていただくこととなりますが、第1回目で添田副会長が議長を務められましたので、今回は八城副会長に議長をお願いしたいとおもいます。それでは、八城副会長よろしくをお願いいたします。
 - 議長 議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。
それでは、ただいまより、第3回目の住居表示等審議会を開会いたします。最初に、事務局より定足数と傍聴者の有無について報告をお願いします。
 - 事務局 定足数のご報告を申し上げます。

欠席のご報告をいただいているのは、石塚委員の1名であり、本日の出席委員は12名ですので定数の半数を超えておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は傍聴を希望される方が1名いらっしゃいます。以上で、報告を終わります。

議長 ただいま、事務局より報告がありましたとおり、傍聴の希望があるとのことですので、注意事項を説明の上、事務局は誘導してください。

【傍聴者入場】

議長 つづきまして議事録署名人の指名を行います。

中田委員と卯柳委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、会長職が不在となっていましたので、「今後の運営について」ご審議いただきたいと思います。

何かご意見ございますでしょうか。

委員 本審議会も第3回となり、今後の予定を考えますと、正式に会長を選任しておく必要があると考えます。会長は、経験者である方に後任になっていただいているかがでしょうか。

私案ではございますが、会長には、副会長の添田委員に、それに伴い、空席となる副会長には、篠崎委員に担っていただいているかがでしょうか。

議長 ただいま、ご意見がございましたが、他にご意見ございますでしょうか。

ご意見なしということですので、添田副会長を会長とし、篠崎委員を副会長とすることでよろしいでしょうか。

全委員 異議なしの声有り。

議長 ご異議ございませんので、会長には添田副会長を、副会長には篠崎委員を新たに選任いたします。両委員よろしくお願いいたします。

これからの進行につきましては、新たな会長が決まりましたので、審議会規則に従い添田会長に議長をお願いいたします。私は、ここで退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局 八城副会長ありがとうございました。それでは、これからの進行につきましては、添田会長よろしくお願いいたします。

議長 会長を務めさせていただきます添田でございます。いろいろと至らないところもあるかと思いますが、皆様のご協力によりまして、進行させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。前回の現地視察を踏まえまして、地元自治会から要望された案を基に、審議を進めてまいりたいと思います。

まず、「町の区域について」を議題といたします。

皆様のご意見をお聞きする前に、改めて案の内容と町の区域の定め方の基準について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、本市の町の区域の定め方についてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました「基準（抜粋）」をご覧ください。

町の境界につきましては、「宇都宮市住居表示整備実施基準」第3条に規定されており、道路・鉄道・河川・水路その他恒久的な施設等によって定めることになっております。

続きまして、町の形状につきましては、その境界が複雑に入りくんだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成することと定められております。

町の規模につきましては、概ね約132,000㎡から最大で約300,000㎡程度を町の規模とすることとされております。

次に、基準第4条に規定されておりますが、町の名称として丁目をつける場合においては、「丁目」の数はおおむね4・5丁目にとどめることが望ましいが、それ以上になる場合があっても9丁目以下にとどめることと規定されております。

現在、本市におきまして、「丁目」の数は、8丁目が最大で、該当する町名は、元今泉8丁目と陽東8丁目でございます。

それでは、地元自治会からご要望がありました、町の区域(案)についてご説明いたします。

地元自治会からご要望のありました案は、野高谷大塚線、テクノ西通り、テクノ中央通り、テクノ東通り、宇都宮芳賀線の5つの都市計画道路を中心に町の境界として区切っております。

以上で、説明を終わります。議長、よろしくお願いいたします。

事務局

議長、補足説明をしてもよろしいでしょうか。

先ほどの説明の中に、町の規模につきましては、132,000㎡から300,000㎡とありましたが、こちらは、住宅地域での規模の目安となっておりますことを補足させていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員

皆様からご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

今、事務局から区域の定め方の基準について説明がありましたが、野高谷町自治会といたしまして、5丁目については面積要件を満たしていないことからこの間、再度自治会内で話し合いを行ったところ、自治会活動の実態からすると5丁目と6丁目を合わせて1つの町として一体的に運営していきたいと考えているところであります。

議長

清原地区自治会連合会長及び刈沼町自治会長、テクノニュータウン自治会長にも相談させていただき、ご了解はいただいているところです。

ありがとうございます。ただいまのご意見を踏まえまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員

5丁目の面積が基準より小さいことや、大登委員からは、事前に相談を受けており、自治会活動にもメリットがあるということなので、5丁目と6丁目を結合することについて、特に異存はありません。

議長

ありがとうございます。他に町の切り方についてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

委員

事務局の説明にもありましたが、町を細分化して必要以上に町を増やしてしまうと分かりづらくなっていく傾向がございます。ただいまのご意見ですと、9つの町から8つの町になるということは、結果的に良いことだと思いますので、私も賛成いたします。

議長

ただいまのご意見を踏まえまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

か。特にないようであれば、町の区域につきまして、原案を決定していきたいと思えます。

全委員
議長

要望案の5丁目と6丁目を結合し、要望案では9つの町でしたが、8つの町に区切る案を審議会の案としてよろしいでしょうか。

異議なしの声有り。

ご異議ございませんので、要望案の5丁目と6丁目を結合し、8つの町に区切る案を審議会案といたします。

続きまして、「町の名称について」を議題といたします。

皆様のご意見をお聞きする前に、改めて案の内容と町の名称の定め方の基準について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、本市の町の名称の定め方についてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました基準（抜粋）をご覧ください。

また、スクリーンにも表示いたしますのであわせてご覧ください。

町の名称は、「宇都宮市住居表示整備実施基準」第4条に規定されており、従来の町の名称又は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で、親しみ深く語調のよいものを選択する。

当用漢字を用いる等、読みやすく、かつ簡明なものとする。

全市を通じて同一の名称又は、まぎらわしい類似の名称が生じないようにすることと定めております。

続きまして、地元自治会からの要望案についてご説明いたします。

要望案は、当該区域の分譲名称である「ゆいの杜〇丁目」をご要望しております。

以上で、説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

委員

今の定め方についてご説明がありましたが、(1)歴史、伝統、文化の上で由緒あるとありますが、地域の方々から「ゆいの杜」の名前の由来についてよく聞かれるので、名前の由来を教えてください。

議長

ゆいの杜の由来については、分譲名称ということなので、都市再生機構の方から説明願います。

事業者

都市再生機構で「ゆいの杜」という分譲の名称を使っておりますが、「ゆい」というのは、結ぶという字を使い、「ゆい」としているのですが、人と人が互いに助け合い、協力し合う町ということで「ゆい」を使っております。

「杜」につきましては、緑豊かな地域ということなので、併せて「ゆいの杜」といたしました。

議長

都市再生機構からの説明が終わりました。

篠崎委員は学術的な視点からご意見ございますでしょうか。

委員

栃木県立博物館で民俗学を担当しています篠崎と言います。先ほど、都市再生機構の方からご説明がありましたように「ゆい」という言葉は、漢字にしますと「結ぶ」という字を書きますが、特別難しい言葉ではなく、中学校の教科書に掲載されている言葉で全国的に言われている言葉です。

具体的には、田植えなどをする時に、地域の人たちや、組内、身内の人た

ちが集まって協働で行っていたという事例がありますが、このようなまとまりを「結い」と呼んでいます。

もしかすると、地元の方たちは「ゆい」と発音しないで「いい」とか「いっこ」とか、栃木県の人たちは、「い」と「え」の区別がしづらいので、「えい」とか「えいっこ」などと呼んでいる方もいらっしゃるようですけれども、そのような意味でよく使われている言葉だと思います。

慣れ親しんだ名称がなくなるというのは、非常に心苦しいところもあると思いますが、これからの地域づくりとして、非常に活気のある名称だともおもいますので、当区域にふさわしいと思います。

議 長

ありがとうございました。

他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。

特にないようであれば、「ゆいの杜〇丁目」とした場合、町の並びについて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、「町の並び」について補足説明いたします。

スクリーンをご覧ください。

「丁目」の付け方につきましては、旧本庁に近いところから順に若い番号を振っていきます。

要望案の町の並びは基準に合致しており、要望案の振り方でよろしいと思います。

また、先ほどご審議いただきました町の区域につきまして、5丁目と6丁目を結合し、5丁目といたしましたので、6丁目以降をひとつずつ繰り上げ、1丁目から8丁目までとなります。

以上で、補足説明を終わります。議長、よろしく願いいたします。

議 長

補足説明が終わりました。ご意見・ご質問等ございましたら、お願いします。

特にないようであれば、町の名称につきましては、ただいまスクリーンに表示されておりますが、「ゆいの杜1丁目」から「ゆいの杜8丁目」とすることよろしいでしょうか。

全委員

異議なしの声有り。

議 長

ご異議ございませんので、ただいまスクリーンに表示されている案を原案とさせていただきます。

続きまして、「所管事務所について」を議題といたします。

所管事務所につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

「所管事務所について」ご説明いたします。

所管事務所につきましては、お手元にございます、基準の抜粋にありますとおり、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、新たな町が誕生した際には、新たに町の所管事務所を決定する必要がございます。

今回の諮問区域は現在、清原地区市民センターが所管事務所であることから、現行どおり、「ゆいの杜1丁目」から「ゆいの杜8丁目」の所管事務所を「清原地区市民センター」とすることを事務局からご提案いたします。

以上で、「所管事務所について」の説明を終わります。

議長、よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いいたし

ます。

特にないようであれば、所管事務所につきましては、「清原地区市民センター」とすることでよろしいでしょうか。

全委員
議長

異議なしの声有り。

ご異議ございませんので、提案のとおり決定いたします。

ただいまの審議に基づき、審議会の原案を事務局に作成させますので、作成の間、暫時休憩といたします。

事務局
議長

再開は、10分後の10時35分をお願いしたいと思います。

事務局から休憩は10時35分までとありましたので、よろしく願いいたします。

【暫時休憩】

議長

それでは、会議を再開いたします。事務局は、原案を配付してください。

ただいま、事務局が配付しました原案についてご確認ください。

特に意見・質問等がなければ、それでは、この案をもって、審議会の原案とさせていただきます。

議長

次に、「区域内住民への周知徹底について」を議題といたします。

住居表示に関する法律には、住民への周知徹底を図り、住民の理解と協力を得ることとありますが、どのような方法でいたしましょうか。

事務局で何か準備しているものはありますか。

事務局

ございます。では、ご説明の前に資料を配付させていただきます。

それでは、区域内住民への周知徹底の方法についてご説明いたします。

区域内住民へ周知徹底につきましては、従前より、地元説明会とアンケートにより、実施してきたところですが、今回は、11月25日午後7時に当域内にございます「とちぎ産業創造プラザとちぎ産業交流センター 2階大研修室」で開催することとし、アンケートにつきましては、既に自治会の皆様が実施されていることから説明会の開催通知を全戸に配付するとともに、原案を同封し、意見を伺い、説明会で集約することでそれに代えて実施したいと考えております。

なお、区域内に配付いたします原案と配付資料につきましては、後日、会長、副会長にお諮りをした後、委員の皆様にもお示ししたいと考えております。また、説明会の結果につきましては、次回の審議会でご報告させていただきたいと考えております。

以上で、「区域内住民への周知徹底について」の説明を終わります。

議長、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。ご意見・ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

特にないようであれば、区域内住民への周知徹底につきましては、今回、アンケート調査は実施せず、地元説明会を開催することでよろしいでしょうか。

全委員
議長

異議なしの声有り。

異議なしということですので、11月25日に地元説明会を開催することとします。

以上で、議事につきましては終了とさせていただきます。

事務局 「その他」として、事務局から何かございますか。
地元説明会では、会長、副会長及び委員になっている地元の方々にもご出席いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
続きまして、次回の開催予定についてご説明いたします。
次回の開催予定ですが、地元説明会を開催後の平成24年1月中旬に第4回審議会を開催したいと考えております。
第4回では、11月25日の地元説明会の結果を踏まえまして、再度、原案について審議をしていただく予定です。

議長 皆様から何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。
特にないようであれば、以上をもちましてすべての日程を終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

事務局 会長、ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の会議を閉会いたします。

議事録署名人

中田隆久

議事録署名人

卯柳玄重